

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価及び調査設計業務等
技術者基準日額」の運用に係る特例措置の一部改定について

お知らせ

岡山市財政局財務部監理検査課長

岡山市においては、令和5年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、令和4年3月から適用している公共工事設計労務単価又は令和4年3月から適用している調査設計業務等の技術者基準日額(以下「旧労務単価」という。)を適用して工事の価格等を積算した契約について、受注者からの請求により、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価又は令和5年3月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額(以下「新労務単価」という。)及び当初契約時点の物価により積算された工事価格等に基づいた請負代金額(委託契約にあつては委託料、その他契約にあつては契約金額とする。以下「請負代金額等」という。)に変更できる特例措置につきまして、お知らせをしているところですが、協議様式(1-1、1-2、1-3)の新労務単価の運用に係る特例措置による協議についての請求期限を下記のとおり改定しますのでお知らせします。

1 改定内容

特例措置に係る契約金額の変更協議請求期限は、**契約締結後2カ月**又は土木工事などの設計金額 250 万円以上の工事においては工事完成通知書、小規模工事においては小規模工事完成通知書、委託業務については委託業務完了通知書の提出がなされるまでの、いずれか早い時期とする。

なお、令和5年3月1日以降に契約を行った工事等の内、既に契約を締結している工事及び委託については請求期限を**令和5年7月31日(月)**までとする。

【問合せ先】

財政局財務部監理検査課
TEL 086-803-1368_